

蒲郡市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪及び事故の発生を未然に防止し、市民等の安全確保に寄与するため、市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止その他市民等の安全の維持を目的として継続的に設置する撮影装置であつて、画像表示又は録画の機能を備えるものをいう。
- (2) 画像 防犯カメラによって記録されたものをいう。
- (3) 電子媒体 複製した画像を記録できる媒体をいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

(管理責任者及び管理者)

第3条 市長は、防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラを所管する課等ごとに管理責任者及び管理者（以下「管理者等」という。）を置くものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラを所管する課等の長の職にある者をもって充てる。
- 3 管理責任者は、設置する防犯カメラの適正な運用について責任を持たなければならない。
- 4 管理者は、防犯カメラを所管する課等に属する職員のうちから管理責任者が指名する。
- 5 管理者は、管理責任者の指示を受けて画像の管理を行う。

(防犯カメラの設置)

第4条 管理責任者は、公共施設、道路、公園、学校その他の公共の用に供する場所において、犯罪の防止その他市民等の安全の維持のため特に必要があると認める場合に、防犯カメラを設置するものとする。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの撮影場所周辺の見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。
- 3 管理責任者は、防犯カメラによる撮影範囲が、この要綱の趣旨に照らして最も適切な範囲となるよう調整しなければならない。

- 4 管理責任者は、防犯カメラを設置し、若しくは防犯カメラの運用の方法を変更（設置台数の変更を含む。）し、又は防犯カメラを廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

（画像の管理）

第5条 管理責任者は、画像について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故（以下「画像等の流出等」という。）が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、画像等の流出等があったときは、速やかにこれを市長に報告しなければならない。
- 3 管理者は、市長が必要と認める場合を除き、画像を複製又は印刷をしてはならない。
- 4 管理者は、画像を複製又は印刷をしたときは、画像管理状況記録簿を作成しなければならない。

（画像の提供の制限）

第6条 管理者等は、次の各号のいずれかに該当する場合で、市長が必要と認めるときを除き、画像を他の者に提供してはならない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
- (2) 前号のほか、法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全の確保のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

- 2 前項の規定により画像を提供する場合は、当該画像を複製し電子媒体により提供するものとする。
- 3 管理者は、提供する電子媒体に画像を記録するときは、当該画像を編集し、又は加工してはならない。

（法令の遵守）

第7条 管理者等は、この要綱に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する事項を遵守し、個人情報の保護のため適切な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第8条 管理者等は、市民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けた

ときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

(蒲郡市自転車等駐車場における防犯カメラの運用に関する要綱の廃止)

2 蒲郡市自転車等駐車場における防犯カメラの運用に関する要綱（平成21年8月31日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から施行する。